

別表第22 無線通信補助設備の点検の基準

機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 保護箱

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷、塵及び水の浸入等がなく、扉の開閉が容易にできること。

ウ 表示

箱表面に無線機接続端子である旨並びに箱内の見やすい位置に最大許容入力、使用可能周波数帯及び注意事項の表示が適正であること。

(2) 無線機接続端子

ア 外形

変形、損傷等がないこと。

イ 無反射終端抵抗器・キャップ

無反射終端抵抗器又はキャップがあること。

ウ コネクター

着脱が容易にできること。

(3) 増幅器

防火上有効な措置がされている場所に設置されていること。

(4) 分配器等

防水措置に異常がないこと。

(5) 空中線

変形、損傷、著しい腐食等がなく、通行上及び避難上障害にならないこと。

(6) 漏洩同軸ケーブル

ア 支持部

堅固に支持されていること。

イ 防湿措置

接続部分の防湿措置は適正であること。

ウ 耐熱保護

損傷、脱落等がないこと。

エ 可とう性

接栓用同軸ケーブルは、可とう性を有していること。

(7) 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。